

▼ 経済対策分 ▼

臨時福祉給付金

問 臨時福祉給付金専用ダイヤル ☎63-3092

(受付時間 平日9:00から17:00まで)

※上記が混み合うなど繋がりにくい場合は、福祉施策課(56-0553)に電話してください。

HPを見る 記事ID 9681

対象者 平成28年度臨時福祉給付金の支給対象者

【平成28年度分(平成27年中所得)の市町村民税(均等割)が課税されない人(ただし、課税者の扶養となっている場合や生活保護制度を受けている場合などは対象となりません。)】

※平成28年1月2日以降に長久手市に転入した人は、平成28年1月1日時点で住民票がある市区町村で申請してください。

支給額 支給対象者1人につき15,000円

申請方法 5月31日(水)までに次の書類を提出してください。

- ◆ 申請書 ※給付金の支給対象となる可能性のある人へ2月下旬に申請書を送付します。
- ◆ 申請者全員分の本人確認できるもの(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)の写し
- ◆ 振込先口座の通帳(金融機関名・支店名・口座番号・名義人がわかる部分のみ)の写し



〈郵送の場合〉同封の返信用封筒にて返信か、福祉施策課宛てに送付してください(5月31日(水)当日消印有効)。

〈直接持参する場合〉本庁舎2階東側「臨時福祉給付金特設窓口」に提出してください。

その他の注意事項

- ◆ 申請書を提出した人であっても、審査結果によっては支給対象とならないことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ◆ 必要書類が添付漏れや、申請期間を過ぎてからの申請は、給付金がお支払できませんのでご注意ください。
- ◆ 審査が終了した人から順次、支払します。また、書類に不備または確認に時間を要する場合がありますので、ご了承ください。



「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」 にご注意ください

- ◆ 「臨時福祉給付金」の支給について、ATMの操作をお願いすることはありません。
- ◆ 市役所から給付金等に関するメールを送信することはありません。

少しでも疑問に思ったら、福祉施策課(56-0553)や愛知警察署(39-0110)または警察相談専用電話#9110にご連絡ください。

【委員会の委員募集】

※申込書等は、担当課窓口、市HPで配布。選考委員会による書類選考を行い、審査後、応募者全員に結果を文書で通知します。

長久手古戦場野外活動施設運営委員

HPを見る 問 生涯学習課 ☎56-0627 (記事ID 9673)

概要 古戦場公園内の長久手古戦場野外活動施設の運営等について意見を聴くための委員会

対象 市内在住で、18歳以上75歳未満(平成29年4月1日現在)の、歴史、民俗等について学識経験を有する人
※本市議会議員・本市の付属機関等の委員・市職員を除く

任期 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで 募集人数 1人

応募方法 2月17日(金)までに応募申込書と小論文(テーマ:「今後の古戦場公園における施設のあり方について」800字以内)を提出

文化の家運営委員会委員

HPを見る 問 文化の家 ☎61-3411 (記事ID 9729)

概要 文化の家の芸術創造事業、文化振興施策や円滑な管理運営等に係る事項について検討する委員会

対象 市内在住で、18歳以上75歳未満(平成29年4月1日現在)の人
※本市議会議員・本市の付属機関等の委員・市職員を除く

任期 平成29年4月1日から平成31年3月31日まで 募集人数 2人

応募方法 2月24日(金)までに申込書と小論文(テーマ:「まちづくりにおける文化の家の役割について」800字以内)を提出